

資 料

資 料

1 計画の策定経過

■第1回伊達市地域福祉計画等策定委員会

日時 令和3年8月24日（火）13:30～
会場 伊達市役所保原本庁舎 大会議室
議事 （1）概要説明
（2）年間スケジュール
（3）現行計画状況分析

■地域福祉懇談会

・伊達地域	令和3年9月1日（水）	午後	伊達ふれあいセンター	出席者：11名
・梁川地域	令和3年9月2日（木）	午後	梁川寿センター	出席者：11名
・保原地域	令和3年9月3日（金）	午後	保原町産業会館	出席者：12名
・月舘地域	令和3年9月6日（月）	午後	ふるさとふれあいホール	出席者：9名
・霊山地域	令和3年9月7日（火）	午後	霊山中央交流館	出席者：9名
・高齢者・障がい者相談支援	令和3年9月21日（火）	午後	保原町産業会館	出席者：7名

■第2回伊達市地域福祉計画等策定委員会

日時 令和3年10月28日（木）13:30～
会場 保原中央交流館
議事 （1）計画の素案について

■第3回伊達市地域福祉計画等策定委員会

日時 令和3年11月25日（木）13:30～
会場 伊達市役所保原本庁舎 大会議室
議事 （1）計画の素案について
（2）今後の予定

■パブリックコメントの実施

期間 令和4年1月12日（水）～1月26日（水）
意見 なし

■第4回伊達市地域福祉計画等策定委員会

日時 令和4年2月10日（木）～2月21日（月）
開催方法 書面による開催決議
（新型コロナウイルス感染症による「まん延防止等重点措置区域」となったため）
議事 （1）地域福祉計画・地域福祉活動計画について

2 令和3年度伊達市地域福祉計画等策定委員名簿

役職	氏名	組織・団体等
委員長	日 下 輝 美	福島学院大学福祉学部福祉心理学科教授 学科長
副委員長	渡 邊 好 宏	伊達市社会福祉協議会地域福祉推進委員会 委員長 月舘地域自治組織連絡協議会 会長
委員	酒 井 睦 夫	伊達市民生児童委員協議会 会長
委員	引 地 正 広	福島人権擁護委員協議会伊達市部会 部会長
委員	森 美 樹	伊達市保原地域包括支援センター 所長
委員	岡 崎 律 子	伊達市社会福祉協議会地域福祉推進委員会 副委員長
委員	小 野 孝 雄	NPO法人 伊達西地区自治協議会 理事長
委員	名 谷 勝 男	梁川自治組織連絡会 会長
委員	佐 瀬 之 人	NPO法人 保原中央自治振興会 理事兼事務局長
委員	渡 邊 三 男	霊山地域自治組織連絡協議会 副会長
10名		

事務局	佐 藤 吉 典	社会福祉課長
事務局	大 波 浩 之	社会福祉課 地域福祉係長
事務局	佐 藤 克 典	社会福祉課 生活福祉係長
事務局	渡 邊 康 弘	社会福祉課 障がい福祉係長
事務局	佐 藤 陽 一	社会福祉課 地域福祉係主査
事務局	佐 藤 由 美	伊達市社会福祉協議会 福祉課長
事務局	本 田 真 也	伊達市社会福祉協議会 福祉課 地域福祉係長

3 伊達市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 28 年 7 月 11 日告示第 88 号

伊達市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する地域福祉計画及び社会福祉法人伊達市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定に関し、必要な事項について調査及び審議するため、伊達市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定について必要と認められる事項に関すること。

(委員会)

第3条 委員会の委員は、10 人以内とし、次の者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 関係市民団体等の代表者
- (4) 公募による一般市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定を完了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各 1 名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席で成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

- 2 地域福祉活動計画については、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会と共同で事務を担い、円滑な運営を図るものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 15 日告示第 104 号）

この告示は、公布の日から施行する。

4 地域懇談会まとめ

【懇談会まとめ】だれもが安心して暮らせる地域共生社会をめざして(R3・9/1・2・3・6・7:計5回)

区分	高齢者 (介護含む)	子ども (子育て含む)	障がい児・者	地域環境 (防犯・防災)	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン)	その他 (貧困等)
伊達	○高齢者への定期見守り (80-50/90-60問題) ○安全な通院・買物支援 (免許証返納問題)	○少子化 ・子どもの姿が見えない ○子どもの見守り ・世代間交流 (行事)減少	○ソーシャルインクルージョンに向けた取り組み ・就労機会(通所事業所)・社会参加 (地元行事)	○災害から命を守る取り組み (自治会での防災訓練) ○移動手段 (免許証返納後) ・デマンドの使い勝手	○顔の見える範囲での活動 ・サロン・認知症カフェ ○地域格差 (西地区・東地区)	○コロナ禍の影響 (こもりがち) ○見えない貧困
視点	<特性> ○子どもの割合が多い (東小学校は減少傾向) ○防災意識が高い (定期的な避難訓練)		<課題> ○日中一人暮らしの割合が最も高い ○近所つきあいが薄くなっている (緊急時の不安)		<市・社協への要望> ○福祉共育(地域・学校・こども園)の推進 ○地域づくりに係る研修等 (地区単位での開催)	
梁川	○高齢者 (介護含む)	○子ども (子育て含む)	障がい児・者	地域環境 (防犯・防災)	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン)	その他 (貧困等)
	○コロナ禍の外出制限 (免許証返納・こもりがち) ○高齢者のデジタル化	○地域行事の減少 ・子どもの声が聞かれない ・バス通学で見守隊停滞	○障がいの理解を深める ・家族共に社会参加・当事者の共助意識	○民生委員への個人情報 ○自治会による防災訓練 (住民の意識差・防災無線) ○水害後の空地・空き家	○町内会・自治会との連携 ○集いの場への送迎課題・サロンリーダーの育成	○実態把握困難 (ひきこもり・貧困・90-60)
視点	<特性> ○地区社協・自治会・町内活動が充実している ○小地域福祉活動も充実 (サロン数も最も多い)		<課題> ○日中一人暮らしの割合が高い (伊達・梁川の順) ○地域活動への若い世代の参加が少ない		<市・社協への要望> ○気軽に相談できる窓口の充実 ○災害時対応 (災害ボランティア・その後のフォロー)	
保原	○高齢者 (介護含む)	○子ども (子育て含む)	障がい児・者	地域環境 (防犯・防災)	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン)	その他 (貧困等)
	○幸(高)齢社会へ向けた取組・高齢者の避難支援・貧困 (この地域で生活したい)	○少子化・子育て環境 ・一人親・問題世帯の増 ・不登校児童77名存在	○障がい福祉・避難支援 ・住む所・働く所の対応 ・特別支援学校への支援	○防災・避難所情報の共有化 ・避難行動要支援制度の運用 (避難環境の地域格差)	○福祉団体減少 (婦人会・老ク) ○町内会・自治会との連携	○空き家・害獣 ○貧困問題
視点	<特性> ○ボランティア意識を高めたい (アクティブシニアを増やす) ○住宅団地による新住者も多く、上保原のみ児童数増		<課題> ○町内会・自治会の活動に参加しにくいと感じる方もいる ○「近所」で顔の見える関係が変化 (様々な家族のかたち)		<市・社協への要望> ○災害時どの地区でも安全に避難できる仕組み ○日中一人暮らし高齢者への支援	
霊山	○高齢者 (介護含む)	○子ども (子育て含む)	障がい児・者	地域環境 (防犯・防災)	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン)	その他 (貧困等)
	○高齢世帯の見守り支援・認知症・独居・老老介護等	○子どもの居場所 ・気軽に自然に相談可能 ・子ども食堂 (孤食解消)	○地域の人達との交流 (自治会と協働した支援)	○安全・安心な地域づくり ・日頃の声掛け・異変察知 (災害時の備え・コロナ禍)	○地域行事が停滞 ○自治組織との情報共有	○食生活の変化 (どの世代も)
視点	<特性> ○高齢化率が40%を超え、山間部に住む方が多い ○地域の交流館ごとの活動・サロン取り込みが多い		<課題> ○高齢者を含む家族問題が複雑化・複合化してきている ○高齢者がこもりがちで介護保険申請者が増えている		<市・社協への要望> ○災害時の避難対応・各組織との連携 (情報の共有化・システム)	
月舘	○高齢者 (介護含む)	○子ども (子育て含む)	障がい児・者	地域環境 (防犯・防災)	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン)	その他 (貧困等)
	○山間部への在住者が多い ○日中一人暮らし高齢者 ○元気なシニア層を増やす	○自治会との健全育成 ・夏祭り伝承活動も停滞 ○小中一貫校をサポート	○障がい児・者への理解 ・当事者もこもりがち ・自然な交流機会をもつ	○災害時の広域的な対応 (日頃の情報共有・連携) ○地域行事への参加者減	○自治会・民生委員との連携 ○様々なサロンの参加形態 (リーダー・サロン間交流)	○デマンド交通 (利便性拡充) ○ひきこもり支援
視点	<特性> ○高齢化率が40%を超えているが同居世帯の割合も高い ○自治組織が大字単位で6地域に全てあり、連携もある		<課題> ○単身世帯多く、日中地元に離れて就労する者も多い ○災害時の避難行動要支援者の割合が高く、支援側が薄い		<市・社協への要望> ○自治組織と情報を共有化し、相互の連携を深める ○実効性のある計画を望み、行政サービスの細やかな説明も必要	

【懇談会まとめ】相談支援機関（高齢者：包括・障がい児者：基幹・委託相談）（R3・9/21開催）

区分	高齢者 (介護含む)	子ども (子育て含む)	障がい児・者	地域環境 (防犯・防災)	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン)	その他 (貧困等)
包括 (伊達)	○問題を抱える 高齢世帯の増 (家族関係・ 虐待・経済) ○生活課題の 複雑化 (家族が個別に 抱える問題)	○新しいコミュ ニティが増加 ○子ども(世帯) との交流が 少ない	○複合問題世帯 の増加 (精神・障がい児 者世帯)	○地域での 緊急時支援 (それぞれの 組織でできる 範囲) ○関係機関・民協 との連絡体制 (防犯・警察署 防災・事業所等)	○自分達の 取り組み (能動的)⇔ 受動的 (行きたい所が ない・サロンは 女性の集まり) ○高齢者への 見守り差	○家族の多様化 (血縁以外・ 住民票ない人)
包括 (梁川)	◎コロナ禍の こもりがち →介護保険サ ービス申請へ (デイ・リハの サービス利用)	○保育環境は 良好 →新しい支援 ・保育料無償化 ・制服等無償化	○障がいつなぐ 資源が少ない ・アウトリーチ型 ・グレーゾーン の方への支援		○コロナ禍の地域 活動制限	○生活困窮に 係る相談の増 (ひきこもり)
包括 (保原)	○地域で生きがい ある暮らし (介護サービス 以外の楽しみや 学び・活動の 機会がある)	○地域での交流 等が激減 ・家族以外の 大人との交流 機会が少ない	◎ライフステージ に寄り添う ・本人の力が 発揮できる (エンパワメント)	○支え・受け側を 分けない地域 ・公的・民間サー ビス事業所との 協働	○新型コロナウィ ルス感染防止の 正しい知識を普 及した活動再開 ○地域格差を循環 できる仕組みを 再生	○二次的貧困 (社会的貧困)
包括 (霊山月館)	○要介護認定の 重度化傾向 (認知症・転倒 の相談が増加) ○安心情報キット の保管運用		○障がい者世帯で の90-60・80-50 ・70-40問題 ○農福連携を取り 入れた就労支援	◎災害等は事前 の注意喚起 (包括独自に要 援護世帯把握) ・民生児童委員 との協働化	○サロン「できない (休止)所」 →「どうすれば できるか」を発信	○コロナ禍の 閉塞感 (どの世代も)
障がい 相談	○一人二人世帯 の見守り ○認知症予防へ の取組み (家族への支援)	○地域での見守り ○虐待を増やさな いための地域 情報共有	○在宅障害家庭 の心理支援 (民生児童委員 との勉強会) ○障がい者世帯へ の地域理解	◎災害時避難 行動要支援者 の事前把握・ 体制化 (医ケア児への 対応)	○地域における 障がい児者との 交流機会・行事 等を増やす ○多様性を認め 合う地域へ	○コロナ禍の困窮 (子ども食堂の 継続や定着)
視点	<課題> ○精神障がいに係る相談窓口が曖昧 ○相談支援がその場しのぎになって いないか(継続相談による関わり) ○発達障がい児の家庭での受容差・ 療育サービス利用の遅れ		<提案> ○高齢者・障がい者が一体となった 包括的支援体制 (アウトリーチ型の実態把握・窓口の 明確化と周知) ○障がい者の社会参加と称賛する 機会(イベント・行事)の継続化		<市・社協への要望> ○市内で一元的な相談窓口を設置を 検討する時期ではないか (障害基幹相談支援の市内実施・ 精神包括ケアシステムの構築等) ○相談システム・共生型サービス (障がい・高齢へのスムーズな移行)	

まとめ (共通提案)	【今後のコミュニティワークの展開】 ○ “多様性・共生社会” SDGs(持続可能な開発目標) (1) 「地域共生社会」・・ 我が事・丸ごと意識の醸成 包括的支援体制の構築 重層的支援体制整備事業 (相談支援・参加支援・地域づくり) (2) 地域の現状・課題・・ 核家族化(単身者の増)・格差・ 孤立化・ 困窮・災害時避難行動 (3) 「個(孤)の時代」・・ コロナ禍・その後の新しい視点 (生活様式・食の変化) (4) 多様性の受容・・ 誰もがいつまでも自分らしく生きる (新住者・他国籍者・障がいある方等) <具体例> ・将来、自然にボランティアできる「子ども」 ・「障がい」の理解(違い≠個性)と社会参加 ・「シニア(高齢者)」の生きがいある暮らし (サクセスフルエイジング・生涯現役・達人) <要望等> ①全体目標(広域)・地域特性に応じた目標 ②理想⇔実現/(市)方向性・(社協)実効性 ③行政への要望(外出移動手段・空き家問題) (地域づくりの縦割⇒横断的推進で実現)	○ 何でもコミュニティワーク(地域支援)へ繋がる時代 ⇒つながりをあきらめない人を増やすための支援 行政・関係機関等の横断的連携を実現 ⇒小地域ならつながれる福祉活動・重層的支援 (1) 災害に強いまちづくり ・・ 仕組みづくり (自治組織・地域避難所・福祉避難所) (2) 様々な見守りのかたち ・・ 声かけ訪問・通いの場・集いの場 (民生児童委員・安心情報キット・サロン) (3) 包括的な相談支援 ・・ 見える窓口・ことわらない相談支援 (情報の見える化・行政部署の横断的連携・ 総合相談窓口・行政他機関との機能連携) <課題・要望等> ①相談支援機関の認知度が低い (困った時はどこへ相談・多様化している) ②情報のフィードバックが少ない (継続的な近所の見守りにつながらない) ③地域見守りの限界もある (専門的分野や公的支援が必要な方の対応)
---------------	---	--

5 ふれあいいきいきサロン

●〔ふれあいいきいきサロン一覧〕

区分	サロンの推移					R3	地区別内訳				
	H18	H29	H30	R1	R2		伊達	梁川	保原	霊山	月舘
地域サロン	11	143	153	158	146	139	9	54	31	32	13
子育てサロン	0	9	6	6	6	5	0	0	3	2	0
計	11	152	159	164	152	144	9	54	34	34	13

支所名	サロン数	サロン名	支所名	サロン数	サロン名	支所名	サロン数	サロン名
伊達	9カ所	たんぽぽの会	梁川	(14カ所)	柳田元気サロン	霊山	34カ所	折りづる会
		志和田健康クラブ			柳田いきいきサロン			院主サロン 陽だまり
		伊達西地区レクリエーションクラブ			大町にこにこサロン			中川サロン
		楽しく踊る会			向川原げんきクラブ			新町いきいき会
		南福寿会茶話会			五十沢笑楽校 沼ノ平クラブ			もみじ会
		ヨモちゃんヨーガ教室			笑わん会			きたほうぶポピー
		いきいきサロン諏訪野			後塚原元気サロン			櫟の会
		志和田さくら会			はやまサロン			きらきらサロン
		宮本茶話の会			スマイル会			野いちご
梁川	(40カ所)	柴崎お茶飲み会			花立遊遊会			クラフト倶楽部
		なかよし会			OKAZAKI会			みつばち
		ふきのとう会			サロンあじさい			ローズサロン
		あんしん広場 日面			中通北サロン			下大石ふれあいサロン
		大館茶話会			いいな会			下小国がんばろう会
		しらねひまわり会	大前いきいきサロン	小国やまぶきおしゃべりサロン				
		大関ひまわり会	サロンピーチ	サロンめだか				
		新開茶の間の会	マンデーサークル	あじさいサロン				
		塩野川にこにこ会	リリーの会	アマリスの会				
		神明だんご会	大和サロン	しんでん青空サロン				
		打越ほほえみさくら会	愛ふれあいサロン	はこべ会サロン				
		新地すこやかクラブ	フォーエバー	さくらサロン				
		仲久保サロン	久保脳いきいき班	大木すみれサロン				
		さゆり会	いきいき班	陽だまり				
		あさがおの会	市柳第三町内会優遊サロン	コスモス朝草口				
		ほのぼのサロン	ユーユーサロン	さくら荒井				
		希望ヶ丘シニアクラブ	さくら会	なかよしサロン				
		こやながわサロン	大立目なでしこ会	美彩工房mignon				
		12区婦人部 ひまわり会	正監元気サロン	しんちゃんクラブ				
		東大枝東部桜会	市柳第三町内サロンさつき	サロン カフェ・テラス				
		山舟生第3区町内会ニコニコさろん	南原元気クラブ	サロンあじさい会				
		除石おひさまサロン	おおつか	田代サロン				
		よつてがんしょサロン	いまたのしい会	フラワー愛好会「呑気倶楽部」				
		椿会	かんたの会	おきらくサークル グランマ				
		あさひ会	小蓋いきいきサロン	ちびっこ&なかよしサロン				
		原部落 秋桜会	城ノ内サロン	坂蔭サロン				
		なかよし会	宮城シニアサロン	交流サロン かがやき				
		水曜会	にこにこ会	たちばなふれあいサロン				
		南北本町サロン	白椿の会	さくらサロン				
		滝沢喜楽会	ひまわり会	まざらんしよ会サロン				
		月見草会	カメさんクラブ	サロンあじさい小径				
		内町ふれあいコミュニティー	よつ葉会	布川ひまわり				
		桜岳サロン	いきいきサロン	サロンげんきの会				
		あわの新道サロン	上方部寿会女性部ひまわり会	月舘ひろせサロン				
		大関四つ葉会	あおはるサロン	糠田ほゝえみ会				
		富野第4町内なかよしサロン会	ドリームセブン	布ーサロン				
		富野さくら会	アレグレット	久保田リリース				
		第一健康サロン	M.A.C 幼児部	みよた桃サロン				
		しあわせサロン	子どもたち元気にする会「にじいろ」					
		いずみ会						
			計		144 カ所			
(令和3年10月31日現在)								

(令和3年10月31日現在)

6 用語解説

番号	用 語	内 容
※1	フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業等から寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
※2	福祉共育	「教え育てる」のではなく、「共に育つ」という意味で用いている造語。
※3	伊達市版ネウボラ	Neuvola（ネウボラ）とはフィンランド語で「アドバイスの場」の意味で、伊達市では親子が笑顔で暮らせる架け橋となるよう、ネウボラ保健師が妊娠期から就学前まで、家庭と1対1の切れ目ないサポートを行っています。
※4	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。
※5	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
※6	スクールコミュニティ	学校と地域住民が学校の持つ「学び」と「施設」の機能を共有し、協働での活動に取り組むこと。
※7	ボランティアコーディネーター	困っている人からの相談を受け付ける、問題を解決するための方法を考えてボランティアを募集する、情報を収集する、人と人や団体同士をつなぐ、問題を掘り下げて調査し、情報発信等を行う人。
※8	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のこと。
※9	S N S	「Social Networking Service」（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

番号	用 語	内 容
※10	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域内で助け合う体制のこと。
※11	フードドライブ	各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体等に寄贈する活動。
※12	S D G s	SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは「Sustainable Development Goals」（サステナブル・デベロップメント・ゴールズ）の略で日本では「持続可能な開発目標」とされ、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。
※13	80-50/90-60 問題 （はちまるごーまる） （きゅうまるろくまる）	子どもが何らかの原因により「ひきこもり」となり「80（90）」代の親が「50（60）」代の子どもの生活を支える状態のことで、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる社会問題。
※14	デマンド交通	電話予約により、自宅や指定場所から目的地まで、乗り合いによる運行をする移動手段サービス。
※15	I C T	「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略です。意味は「情報通信技術」のことで通信技術を活用したコミュニケーションを指す。
※16	重層的支援体制整備事業	市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。
※17	ソーシャルインクルージョン	「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。
※18	社会を明るくする運動	法務省主唱のすべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的運動。
※19	サービスラーニング	奉仕活動と学生活動を統合させた学習方法。学生が教室で得た知識を地域社会において社会貢献活動を行うこと。

第4期 伊達市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年3月

発行 伊達市・社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会

編集 伊達市 健康福祉部 社会福祉課

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

電話：024-575-1264 F A X：024-576-7199

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 福祉課

〒960-0612

福島県伊達市保原町字宮下 111 番地 2 保原町産業振興会館内

電話：024-576-4050 F A X：024-574-3525